

# JIS

## 家庭用ガス燃焼機器の試験方法

JIS S 2093 : 2019

(JIA)

平成 31 年 4 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 3.7.1 改正：平成 31.4.22

官 報 公 示：平成 31.4.22

原 案 作 成 者：一般財団法人日本ガス機器検査協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル TEL 03-5570-5981)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 試験条件	2
4.1 試験室の条件	2
4.2 機器の設置状態及び使用状態	3
4.3 電源の条件	3
5 試験ガス	3
5.1 試験ガス	3
5.2 試験ガスの条件の表し方	3
5.3 試験ガスの条件	5
6 試験の種類	5
7 試験用計測器及び試験装置	6
7.1 試験用計測器	6
7.2 試験装置	6
8 ガス通路の気密試験	6
9 ガス消費量試験	6
10 無風燃焼状態試験	8
11 騒音試験	11
12 温度上昇試験	12
13 電気点火性能試験	13
14 立消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験	14
15 反復使用試験	14
16 機能部品の耐熱試験	16
17 構造試験	17
18 材料試験	17
19 電気関係試験	20
20 気密構成部の気密試験	24
21 開放式機器の試験	25
22 自然排気式 (CF) 機器の試験	26
23 強制排気式 (FE) 機器の試験	28
24 バランス外壁式 (BF-W) 機器の試験	30
25 バランスチャンバ式 (BF-C) 機器の試験	35
26 バランスダクト式 (BF-D) 機器の試験	38
27 強制給排気外壁式 (FF-W) 機器の試験	41

	ページ
28 強制給排気チャンバ式 (FF-C) 機器の試験	45
29 強制給排気ダクト式 (FF-D) 機器の試験	46
30 屋外式 (RF) 機器の試験	48
附属書 A (参考) 各単体ガスの比重, 総発熱量及び理論乾燥燃焼ガス中の CO <sub>2</sub> 濃度	58
解 説	60

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS S 2093:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# 家庭用ガス燃焼機器の試験方法

## Test methods of gas burning appliances for domestic use

### 1 適用範囲

この規格は、液化石油ガス又は都市ガス（以下、ガスという。）を燃料とする、主として一般家庭用のガス燃焼機器（以下、機器という。）の共通的な試験方法について規定する。ただし、この規格と個別の製品規格（以下、個別規格という。）との間に相違がある場合には個別規格を優先する。また、この規格では、圧力は、大気圧と示しているもの以外は全てゲージ圧力とする。

この規格では、機器をその設置方式及び屋内式機器の給排気方式によって、**JIS S 2092**の表2（屋内外設置による区分）及び表3（屋内式機器の給排気方式による区分）のとおり区分する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 1501** 転がり軸受－鋼球

**JIS C 60068-2-14** 環境試験方法－電気・電子－第2-14部：温度変化試験方法（試験記号：N）

**JIS S 2091** 家庭用燃焼機器用語

**JIS S 2092** 家庭用ガス燃焼機器の構造通則

**JIS Z 1522** セロハン粘着テープ

**JIS Z 2371** 塩水噴霧試験方法

**JIS Z 8703** 試験場所の標準状態

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS S 2091**によるほか、次による。

#### 3.1

##### 液化石油ガス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の“液化石油ガスの規格”に掲げるガス。

#### 3.2

##### 都市ガス

ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づくガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3に掲げるガスグループのガス。

#### 3.3

##### パイロットバーナ